

上尾瓦葺「懸樋修繕碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
上尾〇四	懸樋修繕碑記	早川光蔵	早川光蔵	斉藤豊

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
伊藤敬助	一九一六・大正五	瓦葺	懸樋史跡公園	

一. はじめに

明治四十三（一九一〇）年、東日本の一都十五県に及び広大な地域で大水害が起こった。豪雨による河川の氾濫で、関東だけで死者行方不明者八百人を越え、家屋全壊・流出五千戸に達した。水利施設の損害も大きく、明治四十年に鉄製に改築された瓦葺懸樋も損害を受けた。その修繕を記念して立てられたのが本碑である。

○写真1 石碑正面



○写真2 題額（篆書体）



○写真3 「碑記」部分（隸書体）



二. 翻刻並に訳注

■ 翻刻

（正面）

◎ 題額

懸樋
修繕
碑記

見沼代用水路懸樋者架綾瀬川上而通灌水也樋本已木材造已其易朽漏水難禁明治四十一年三月更用鐵材已改脩之爾來通水得宜稱為萬代工事至于四十三年八月疾風暴雨屢至利根荒川二川隄防決潰者十數狂瀾怒濤碭穿奔礮鑿樋下川底二丈七尺餘達岩骨焉倒右方煉凡辟左方則斜傾它之工作殆流失焉而本樋特得免壞裂者何也是鑒天明安政間洪水而脩築鞏固樋趾深入乎巖骨水勢雖盪礮不能倒覆也然樋雖存復難通水焉於是豫算其費已付組合會議僉贊之因請埒玉東京兩知事得允可四十四年三月五日起工五月十九日竣此工用木材二百七十四本沙礫一石六斗八升膠灰三百八十三罇煉凡二萬六千五百九十八箇石八十三箇鐵六十九貫柴一千八百十三束竹二千五竿藁苞四千五百九十繩二千九十四條土二石四斗七升莎草二千六百三十九枝使役職工及人夫一萬二千百六十五人嚴監督已完成焉其費實金一萬三千五百五十五圓有奇仰國費已係縣之補助者七千五百四十四圓有奇係府者千二百二十三圓有奇其它自組合出此工之成也完全不缺通水得宜

實不背萬代工事之稱也後來灌域民人之福利可知矣於是與組合會胥謀立石記本樋修繕之概已諗後人云

大正五年龍集柔兆執徐仲春

從五位勳四等早川光藏撰文並篆額

齊藤 豐書

伊藤敬助鐫

*異体字等

○綾 綾。 ○巳 以。 ○朙 明。 ○宜 宜。 ○隄 堤。 ○丈 丈。 ○夙 瓦。 ○辟 壁。 ○鑒 鑑。 ○埵 埵。
○京 京。 ○此 此。 ○奇 奇。 ○勳 勳。 ○等 等。

(背面)

「組合會議員等名」略

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎ 題額

懸樋修繕碑記。

◎ 碑記

見沼代用水路懸樋者、架綾瀬川上而通灌水也。
樋本以木材造。以其易朽、漏水難禁。

明治四十一年三月、更用鐵材以改脩之。

爾來、通水得宜、稱爲萬代工事。

至于四十三年八月、疾風暴雨屢至、利根荒川二川堤防決潰者十數。

狂瀾怒濤、碣穿奔礫、鑿樋下川底二丈七尺餘、達岩骨焉。

倒右方煉瓦壁、左方則斜傾、它之工作殆流失焉。

而本樋特得免壞裂者、何也。

是鑑、天明安政間洪水、而脩築鞏固、樋趾深入乎巖骨、水勢雖盪礫、不能倒覆也。

然樋雖存、復難通水焉。

於是、豫算其費以付組合會議。

僉贊之。

因請埼玉東京兩知事、得允可。

四十四年三月五日起工、五月十九日竣。

此工、用木材二百七十四本、沙礫一石六斗八升、膠灰三百八十三罇、煉瓦二萬六千五百九十八箇、石八十三箇、鐵六十九貫、柴一千八百十三束、竹二千五竿、藁苞四千五百九十、繩二千九十四條、土二石四斗七升、莎草二千六百三十九枝。

使役職工及人夫一萬二千百六十五人。

嚴監督以完成焉。

其費、實金一萬三千五百五十五圓有奇。

仰國費、以係縣之補助者七千五百四十四圓有奇。

係府者千二百二十三圓有奇。

其它自組合出。

此工之成也、完全不缺、通水得宜。

實不背萬代工事之稱也。

後來、灌域民人之福利、可知矣。

於是與組合會胥謀、立石記本樋修繕之概。

以諗後人云。

大正五年龍集柔兆執徐仲春、

從五位勛四等早川光藏撰文並篆額。

齋藤豐書。

伊藤敬助鐫。

● 訓訳

見沼代用水路懸樋は、綾瀬川上に架かりて灌水を通ずるなり。

樋は、本と木材を以て造る。其の朽ち易きを以て、漏水も禁じ難し。

明治四十一年三月、更めて鐵材を用ひて以て之を改脩す。

爾來、通水宜しきを得、稱して萬代工事となす。

四十三年八月に至りて、疾風暴雨屢々至る。利根荒川二川の堤防、決潰する者十數。

狂瀾怒濤、碭れ穿ち、奔礮して、樋下の川底を鑿つこと二丈七尺餘、岩骨に達す。

右方の煉瓦壁を倒し、左方は則ち斜傾し、它的の工作も殆んど流失せり。

而して本樋の特に壞裂を免るるを得る者は、何ぞや。

是れ天明安政間の洪水に鑑みて、脩築鞏固に、樋趾深く巖骨に入る。

水勢盪礮すと雖も、倒覆する能わざるなり。

然りして樋は存すと雖も、復た水を通し難し。

是において、其の費を豫算し、以て組合會の議に付す。

僉之に賛す。

因りて埼玉東京兩知事に請ひ、允可を得。

四十四年三月五日、工を起し、五月十九日に竣ふ。

此の工、木材二百七十四本、沙礫一石六斗八升、膠灰三百八十三罇、煉瓦二萬六千五百九十八箇、石八十三箇、鐵六十九貫、柴一千八百十三束、竹二千五竿、藁苞四千五百九十、繩二千九十四條、土二石四斗七升、莎草二千六百三十九枝を用ふ。

職工及び人夫一萬二千六百六十五人を使役す。

監督を嚴にして以て完成せり。

其の費え、實に金一萬三千五百五十五圓有奇なり。

國費を仰ぎ、以て縣の補助に係る者七千五百四十四圓有奇。

府に係る者千二百二十三圓有奇。

其の它是組合より出す。

此の工の成るや、完全不缺にして、通水宜しきを得。

實に萬代工事の稱に背かざるなり。

後來、灌域の民人の福利、知るべきなり。

是において組合會と胥に謀り、石を立てて本樋修繕の概を記し、以て後人に諒ぐると云ふ。

大正五年龍集柔兆執徐仲春、

從五位勲四等早川光藏撰文並びに篆額。

齋藤豊書す。

伊藤敬助鐫す。

●人物

○早川光藏 弘化四（一八四七）年〜大正五（一九一五）年。号は藍澳。多門寺村（現加須市）の出身。明治六（一八七三）年羽生学校長となり、一旦千葉県に転じたが、同（一八七七）十年に埼玉県にもどり、衛生課長などを経て、同三十（一八九七）年から十八年間、北葛飾郡長と北足立郡長をつとめた。病のため大正四（一九一四）年に官を辞し、翌年亡くなった。漢詩文にすぐれ、第二代埼玉県令白根多助を中心とする漢学ネットワーク

の一翼を担っていた。詩文集に「藍澳遺稿」がある。本碑文は未収。
○齋藤豊、伊藤敬助 不詳だが、早川撰文・齋藤書・伊藤雋刻というコンビは、旧菖蒲町の見沼代用水八間堰碑など、多くの例がある。

●注

○綾瀬川 桶川市の小針領家あたりを源とし、東流。伊奈町と蓮田市の境となり、上尾市の境もなしながら南下。草加市越谷市を経て、中川に合流する。

○明治四十一年 西暦一九〇八年。

○更用鐵材以改脩之 「懸樋改修碑記」 参照。

○四十三年 西暦一九一〇年。

○狂瀾 さかまく波濤。

○怒濤 激しく荒れくるう波。

○碣 碣は蕩に同じ。波立ちあふれる。

○奔礮 礮は、ここでは激と同じだろう。奔激で、激しく流れる。

○岩骨 山石、岩石のことだが、ここでは川底の土をすべて削り取った下から現れた岩肌のことだろう。

○工作 細工。懸樋の部品や部分。

○脩築鞏固 明治四十一年の改修の時のことだろう。

○趾 足跡。ここでは懸樋を支える支柱だろう。

○組合會 見沼代用水の管理は、明治以降は官営の時代を経て、明治十九年に設立された受益者農民の組織である「見沼代用水路水利士功会」が担うこととなった。同会は、同三十七年に「見沼代用水路普通水利組合」へと発展的解消。以後、昭和二十九年の見沼代用水路土地改良区成立まで普通水利組合が管理した。組合執行部の長を組合管理者といい、議決機関（評議会のようなもの）を組合会といった。また組合会のメンバーを議員といった。なお初代の組合管理者は、北足立郡長の早川光蔵が任命された。

○膠灰 セメント。

○藁苞 空の俵。

○莎草 かやつりぐさだが、いわゆるスゲ（菅）のことだろう。防水用の素材か。

○有奇 あまり。

○仰國費、以係縣之補助者七千五百四十四圓有奇 国費と埼玉県の補助の総額と見た。

○大正五年 西暦一九一六年。

○龍集 龍は太歳（木星）、集は宿り。太歳は一年で天空を回るので、龍集で一年。歳次。干支を導く表現。

○柔兆 太歳が丙にある。

○執徐 辰年。

○仲春 二月。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【見沼代用水懸樋】

見沼代用水路懸樋は、綾瀬川の上に架かっていて灌漑用水を通すものである。

樋は、もともとは木を材料として造られていた。それゆえ腐朽しやすく、漏水も防げなかった。

【鉄製懸樋に改造】

そこで、明治四十一年三月、さらに鉄を材料とするものに改修した。以来、通水は良好となり、これぞ万代に続く工事であると言われた。

【明治四十三年の大水害】

ところが、同四十三年八月に至って、暴風雨が繰り返し襲ってきた。利根川・荒川の二大河川で、堤防が決潰するところが十数ヶ所に上った。逆巻き、激しく荒れ狂う波濤が、あふれ出しては河岸や川底を削りながら激しく流れ、懸樋下二丈七尺あまりの土をえぐり取って、ほとんど岩肌が露出するほどだった。

【懸樋関連施設の被害と懸樋本体の無事】

懸樋の右側の煉瓦塀は倒れ、左側の煉瓦塀は傾斜してしまい、その他の懸樋の構造物もほとんどが流失してしまった。

しかし、懸樋本体だけは破壊を免れた。それはどうしてであろうか。

これは、天明から安政にかけてくりかえされた洪水に鑑みて、明治四十一年の改築にあたり、修築を強固なものにし、懸樋の支柱を土の中深く、岩石層に至るまで埋設した。

そのためどんなに激しい勢いの水流でも、これを倒し覆すことができなかったのである。

【懸樋修繕の企画】

しかし、確かに懸樋本体は無事に残ったとしても、それだけでは再び通水させることはできない。そこで修繕の費用を計算し、水利組合の組合会に諮った。

すると全員一致で賛同を得た。

そこで埼玉県東京府両知事に工事の申請をし、認可を得た。

【工事の実施と資材】

同四十四年三月五日に起工し、同年五月十九日に竣工した。

この工事に要した資材は次の通り。

木材二百七十四本、砂利一石六斗八升、セメント三百八十三罇、煉瓦二万六千五百九十八箇、石八十三箇、鉄六十九貫、柴一千八百十三束、竹二千五竿、空の俵四千五百九十、縄二千九十四條、土二石四斗七升、莎草二千六百三十九枝。

【人員と監督】

職工及び人夫一万二千百六十五人を使役した。

厳重に監督し、ついに完成した。

【費用負担】

要した費用と分担は次の通り。

総額は、一万三千五百五十五円あまりに上った。

国費の補助を得、埼玉県の補助とあわせて七千五百四十四円あまり。東京府の補助が千二百二十三円あまり。その他の四千七百八十八円あまりを水利組合が負担した。

【修繕工事の効果】

この修繕工事が完成すると、代用水の通水は滞ることない、完璧なものとなった。まことに、万代に残る大工事の名に背かないものといえよう。

これ以後の灌漑流域の人民の幸福と利益は、推して量るべきだろう。

【建碑の企て】

かくして組合会とはかり、本樋修繕の概要を記した石碑を立て、後世の人々に伝達しようということになったのである。

【記事】

大正五年丙辰の歳二月、

従五位勲四等早川光蔵が撰文し、あわせて篆額を揮毫した。

斎藤豊が碑文を清書した。

伊藤敬助が鐫刻した。

三．資料

(一)「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年) 卷之百四十五 足立郡之十一

●南部領

◎上瓦葺村

…山川

○綾瀬川

「村の北の方埼玉郡の境を流る、川幅十間、この川の中に掛樋を造り、下蓮川村より三沼代用水を引きいれ、當村に至り、東西の二派に分れ、一は郡内西南の方村々の用水となし、一は東北數村の水田に沃ぎ、埼玉、足立兩郡の内三百四十六ヶ村の用水となせり、此邊園元は用水不便にして、近きあたりの池沼或は溜井より用水を引入れしを享保十三年井澤彌惣兵衛命を奉じて彼池沼溜井を埋て新田となし其かはりとして此用水を開けり、掛樋は長廿八間、高さ六尺、横四間あり、春夏秋冬の間はこの樋の内舟を通じて運漕に便する類、か々る樋關東の國々には稀なることなり、」

①翻刻と訓訳

・「見沼代用水沿革史」(一九五七) (「見沼土地改良区史」に再録)

②翻刻

・「いしづみ 碑に刻まれた埼玉の土地改良」(一九八三)

・「伊奈町史資料調査報告書 第三集 伊奈町の金石文」(一九八七)

・「葛西用水史 資料編上」(一九八八)

③論文など

・「見沼代用水沿革史」(一九五七)

・「見沼土地改良区史」(一九八七) ……右記を継承加筆

以上

二〇二五年九月 薄井俊二訳す